

【継】第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画 策定業務委託仕様書

1 委託業務名

【継】第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定業務委託

2 委託の目的

本業務は、市が令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とした「第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」（以下「第10期計画」という。）の策定にあたり、本市の現状から高齢者に関する福祉・介護保険のニーズを把握し、高齢者福祉・介護保険全般にわたる課題・問題点を抽出して分析しつつ、市の総合計画、国の制度改正等と整合性を図り、地域の実情や特性を生かした独自性のある計画策定支援業務を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで
(令和7年度及び令和8年度の2か年度)

4 業務内容

【令和7年度：アンケート調査の実施及び報告書作成】

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

国が示す調査項目及び市独自項目を加えて調査を行い、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定することを目的とする。

調査対象：要介護1～5以外の65歳以上の高齢者 2,500名

(2) 在宅介護実態調査

国が示す調査項目及び市独自項目を加えて調査を行い、家族等介護者の就労継続、要介護者の適切な在宅生活の継続のために必要な支援・サービス等を把握し、在宅生活や家族等介護者の就労継続につながる取り組みを検討することを目的とする。

調査対象：施設入所者を除く要介護認定を受けている市民 1,300名

【業務分担】

本市	受注者
①実施方針の確定	①アンケート調査工程表の作成・調査票等の設計
②調査票原案の検討と確定	②調査票等の印刷（12頁程度・一色刷りA4両面）
③調査対象者の抽出	③発送用封筒作成（角2封筒）
④宛名ラベルの作成	④返送用封筒作成（長3封筒・折有）
⑤調査票返送費及び回収	⑤宛名ラベル貼付、封入・封緘

⑥回収アンケートの管理 ⑦調査結果報告書原案の検討	⑥調査票発送費（定型外・100g 以内） ⑦礼状兼督促はがき校正・印刷 ⑧礼状兼督促はがき発送費 ⑨回収アンケートのデータ入力 ⑩単純集計・クロス集計の実施及び分析 ⑪調査結果報告書作成（簡易製本 2 部、データ） ⑫地域包括ケア「見える化」システムへの登録データ作成及び登録支援 ⑬地域包括ケア「見える化」システムの活用方法についての説明及び支援
------------------------------	---

※宛名ラベル及び回収アンケートは、直接引き取りに来ること。

※分析に関しては、市全域及び日常生活圏域ごとに行うこと。必要に応じて過去の調査との経年比較を行う。

※調査対象・調査方法・標本数については予定数であり、国の動向によっては今後変更になる可能性がある。在宅介護実態調査に代わり、在宅生活改善調査【新】を選択する可能性も含んでいる。

（3）事業所向け調査等（アンケート調査、ヒアリングなど）

国が示す居所変更実態調査、介護人材実態調査の項目及び市独自項目を加えて調査を行い、住み慣れた施設等における生活の継続、介護人材の確保、適切な役割分担の実現に向けた取り組みを検討することを目的とする。調査結果を踏まえて、発注者が意見交換会を実施するため、受注者はこれに出席し、意見を取りまとめの上、計画策定に反映する。

調査対象：住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、グループホーム、（地域密着型）特定施設、介護老人保健施設、（地域密着型）特別養護老人ホーム（約 20 事業所）

施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（約 50 事業所）

【業務分担】

本市	受注者
① 実施方針の確定 ② 調査票原案の検討と確定 ③ 調査対象者の抽出 ④ 調査票の配布・回収（メール） ⑤ 調査結果報告書原案の検討 ⑥ 意見交換会の開催	① 調査票（Excel ファイル）の設計 ② 回収データの集計（自動集計ソフト読み込み） ③ 単純集計・クロス集計の実施及び分析 ④ 調査結果報告書作成（簡易製本 2 部、データ） ⑤ 意見交換会の意見取りまとめ

【令和８年度：第１０期計画の策定】

（４）第９期計画の検証

白井市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗、事業実績等の分析・評価を行うこと

- ア 高齢者保健福祉事業の現状分析と課題の整理
- イ 介護保険事業の現状分析と課題の整理
- ウ 日常生活圏域ごとの課題の整理と分析

（５）基礎資料・データの収集整理及び分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果のほか、本市の高齢者を取り巻く状況を踏まえ高齢者福祉・介護保険全般にわたり、課題や問題点等の分析を行うこと。

- ア 統計的把握
- イ 上位計画及び関連計画の動向
- ウ 国・県の計画との整合性の吟味、他保険者の動向
- エ 市施策の実態把握
- オ 基礎調査結果を踏まえた計画課題の抽出
 - 国・県の施策動向把握（介護保険事業以外を含む）
 - 国保連データからの給付実績や各種課題等の取りまとめと分析
- カ 他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成

（６）介護サービス供給量の推計及び介護保険料の算出

将来人口推計及び要介護認定者数等の推計を行い、事業量並びに費用の推計及び分析を行うこと。また、推計結果から保険料見込額の算出も行うこと（地域包括ケア「見える化」システムへの入力を行う）。

- ア 総人口、要介護者数・要支援者数、日常生活圏域単位の６５歳以上人口、認知症高齢者数、一人暮らし高齢者数、介護人材の数等の推計を行うこと。
- イ 居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・地域支援事業等、各介護保険サービスの分析を行うこと。
- ウ 居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・地域支援事業等、各介護保険サービス利用者等の推計を行うこと。
- エ 居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・地域支援事業等、各介護保険サービス必要量及び費用の額等の推計を行うこと。
- オ 第１号被保険者の保険料月額試算と提案を行うこと。

（７）第１０期計画の骨子案・素案の作成

国及び県の策定指針をはじめ、各種調査結果等及び介護保険法をはじめとする関係法令の改正や、本市の高齢者を取り巻く状況を踏まえるとともに、高齢者福祉・介護保険全般にわたり、課題や問題点等を分析し、本市と協議を重ねながら、本市

の実情に即した計画の素案を作成すること。

また、指標の設定を行い、実行評価が可能なものとする。

- ア 将来フレームの作成
- イ 課題の総括と基本方針の検討
- ウ 計画素案の作成・検討
- エ 介護保険事業計画の見直し
- オ 高齢者福祉計画の見直し
- カ 計画書の最終取り纏め、概要版作成

(8) パブリックコメントの実施支援

計画中間案についてのパブリックコメントを市が実施するにあたり、実施方法や提出された意見に対する対応策の助言等を行うこと。

(9) 自由提案

本計画の策定にあたり、仕様書で求める業務以外の有用な調査・分析等について、適宜提案すること。

(10) 本計画の原稿作成及び印刷

市と内容の協議のうえ、本計画の計画書の原稿を作成し、印刷を行う。(5.「成果品」参照)

(11) 啓発用広報の企画及び原稿作成

広報しろい原稿案作成：2～3回

原稿内容は「住民意向調査実施」、「計画概要」等。

誌面のレイアウト等は市広報担当課で作成するため、原稿のみを作成するもの。

上記データ形式については別途協議し電子データで納品すること。

【令和7年度、令和8年度共通】

(12) 会議運営の支援

計画策定検討会議（1回程度）、市介護保険運営協議会（2～4回）等への支援を行うとともに、会議の支援にあたっては資料等の説明を行うこと。

ア 会議資料の作成支援（作成資料は、電子媒体にて提供するものとする。）

イ 会議への出席

ウ 会議開催前には検討会を行い、会議に資料する資料は開催の1週間前には提出すること

エ 会議録の作成（会議録は、電子媒体にて提出するものとする。）

※計画策定検討会議：福祉部、健康子ども部の部課長が出席し、部内の懸案事項等を検討する会議。

5 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

- (1) アンケート調査報告書（完成版）（令和8年度納品）
4－（1）（2）（3）の調査結果報告書
A4、約100ページ（1色刷り）、100部
- (2) 「第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」冊子版（令和8年度納品）
A4、約100ページ（1色刷り）表紙デザイン（カラー） 250部
- (3) 「第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」概要版（令和8年度納品）
A4、約12ページ（カラー刷り） 700部
- (4) （1）～（3）の電子データ（データ形式については別途協議）

6 その他

- (1) 契約書に添付する仕様書は、本仕様書と受注者の提案書に基づき、受注者と市が協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、事前に市と打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。その際の議事録は、受注者側で作成するものとする。
- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 本業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (5) 成果物のフォントや配置は、ユニバーサルデザインフォントを使用し、文字の配置や構成に注意し、内容がわかりやすいものとなるよう工夫すること。
- (6) すべての成果品に係る著作権はすべて市に帰属するものとする。
- (7) 本業務の履行に際しては、過去に介護保険事業計画の策定支援業務において 経験豊富で、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者（研究員等）を主担当者及び副担当者として配置すること。市が主たる担当者による業務遂行が不可能であると判断した場合は、市は主たる担当者の交代を受注者に命じることができる。
- (8) 本仕様書についての定めのない事項や疑義が生じた場合又は本業履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と受注者間で協議の上定めるものとする。本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、市と協議の上、決定するものとする。